

---

---

## 第3部 給付適正化計画

---

---

## 第1章 医療費等現状分析

### 1. ジェネリック医薬品（後発医薬品）

ジェネリック医薬品の普及率は、年々向上しており、福岡県平均や全国平均と比較して、平成28年度は上回っていますが、伸び率は減少傾向にあります。

図表 78 調剤ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）

	福岡市	福岡県	全国
26年度	55.6%	59.0%	58.4%
27年度	63.7%	63.9%	63.1%
28年度	69.6%	69.3%	68.6%

※普及率は、いずれも各年度3月末時点。

福岡県及び全国の数値は、厚生労働省「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向（月次版）」により、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金において処理された調剤報酬明細書の情報をもとに集計。福岡県の数値は保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したもの。

ジェネリック医薬品の普及率を公費利用の有無別にみると、公費利用者は、公費負担なしの者と比べ、低い傾向にあります。

図表 79 公費負担別ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）

国公費	56.5%
福岡市公費	59.0%
公費負担なし	67.5%

資料：平成28年4月～平成29年3月診療分レセプト（国保の調剤）より

ジェネリック医薬品の普及率を、調剤薬局と医療機関別で見ると、双方に普及率が60%以上、80%以上と多くなっていますが、約35%の調剤薬局・医療機関が普及率60%を下回っています。

図表 80 ジェネリック医薬品普及率・数量別調剤薬局数

		数量(千)			
		200 未満	200 以上	400 以上	600 以上
ジェネリック 医薬品普及率	80%以上	92	20	7	2
	60%以上	324	93	29	17
	40%以上	142	42	10	4
	20%以上	42	15	2	0
	20%未満	17	0	0	0

資料：平成28年4月～平成29年3月診療分レセプト（国保の調剤）より

図表 81 ジェネリック医薬品普及率・数量別医療機関数

		数量(千)			
		200 未満	200 以上	400 以上	600 以上
ジェネリック 医薬品普及率	80%以上	368	15	5	3
	60%以上	544	62	23	16
	40%以上	272	27	2	5
	20%以上	143	13	2	0
	20%未満	172	1	0	0

資料：平成28年4月～平成29年3月診療分レセプト（国保の調剤）より

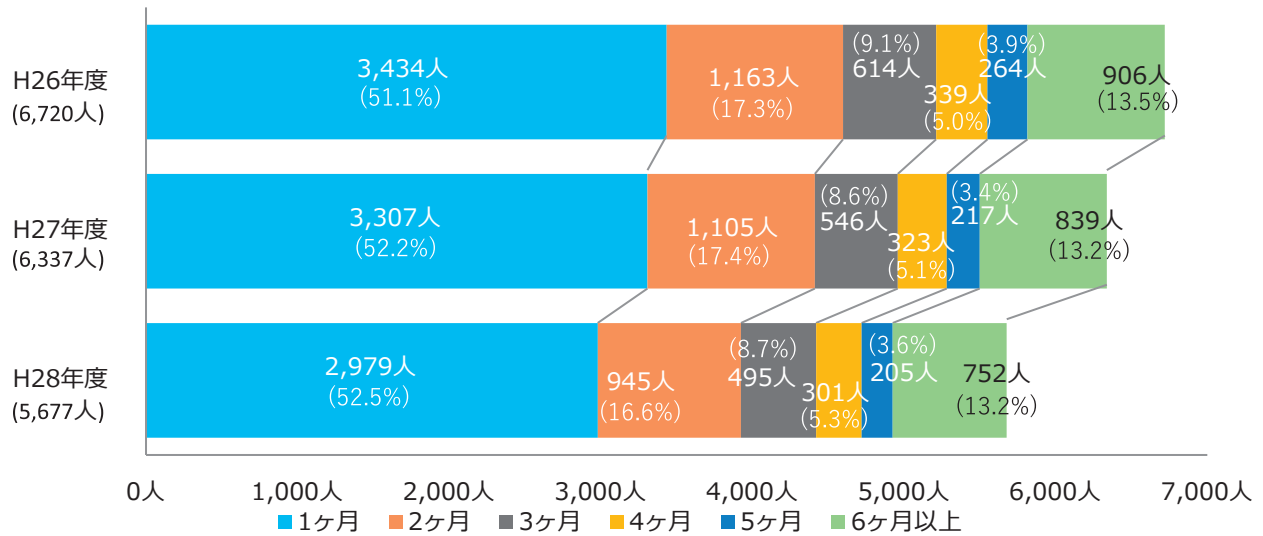
## 2. 頻回重複受療

### (1) 頻回受療

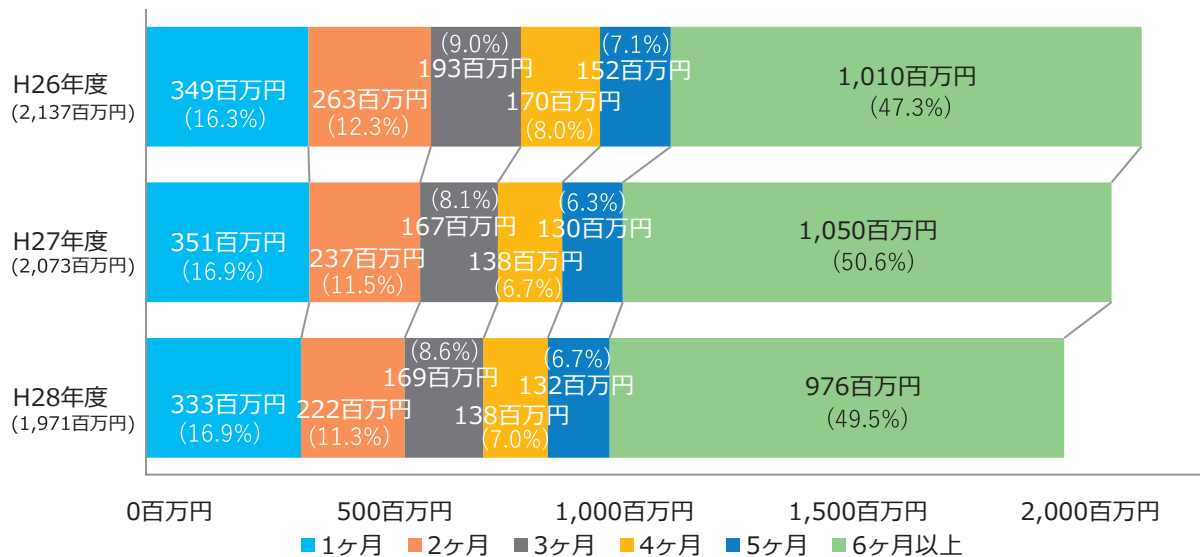
月に15日以上医療機関を受療する頻回受療は、平成28年度は受療者数5,677人で医療費が約19.7億円で、減少傾向にあります。

頻回受療者のうち頻回受療を行ったことがある月が年間3か月以上の人の割合は、平成28年度31%（1,753人）で、頻回受療の医療費の72%（14億円）を占めています。

図表 82 年間月数別頻回受療状況（人数）



図表 83 年間月数別頻回受療状況（医療費）



資料：平成26年4月～平成29年3月診療分レセプト（国保の外来）を対象とする

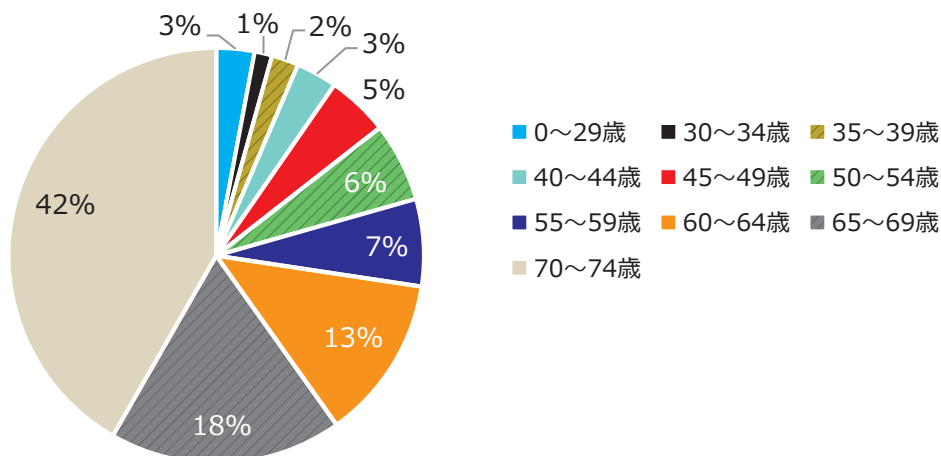
頻回＝同一人物が同一月内に複数の医療機関を合わせ「15日」以上通院（複数機関への通院を合算）

連続月数ではなく、頻回受療した月数を計算

医療費は頻回受療を行った月の医療費を集計

頻回受療を行ったことのある月が年間3か月以上の受療者について、年齢別に内訳をみると平成28年度では、60歳以上の高齢者が約73%を占めています。

図表84 頻回受療年齢別（年間3か月以上）



（上記グラフの各年齢階層の人数と全人数）

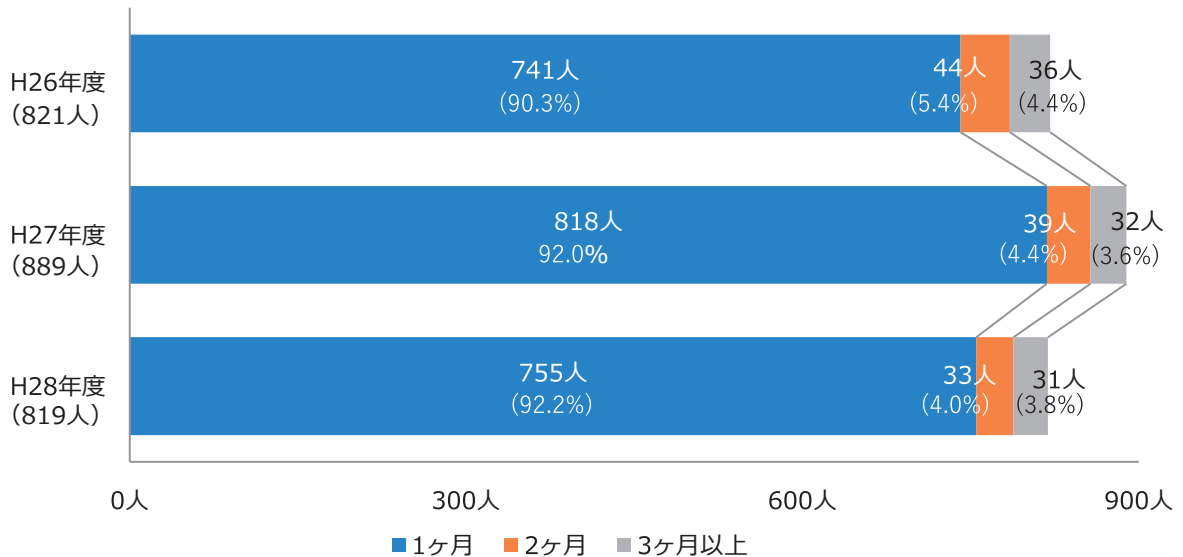
年齢階層	人数	割合
0～29歳	52人	3%
30～34歳	24人	1%
35～39歳	37人	2%
40～44歳	56人	3%
45～49歳	84人	5%
50～54歳	108人	6%
55～59歳	119人	7%
60～64歳	224人	13%
65～69歳	318人	18%
70～74歳	731人	42%
計	1,753人	

資料：平成28年4月～平成29年3月診療分レセプト（国保の外来）を対象とする  
 頻回＝同一人物が同一月内に複数の医療機関を合わせ「15日」以上通院（複数機関への通院を合算）  
 頻回が年間3か月以上の被保険者の年齢階層別人数

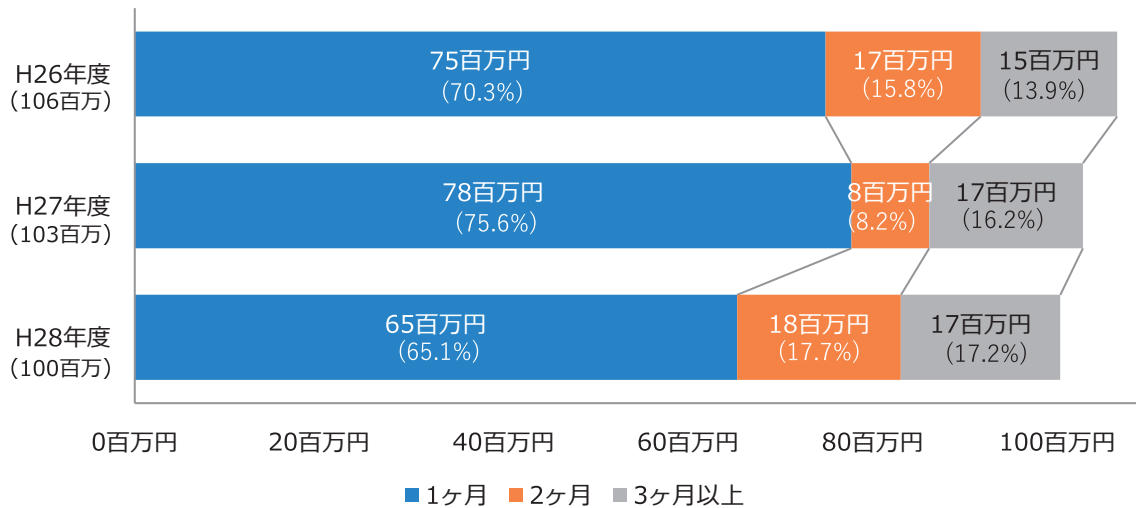
## (2) 重複受療

重複受療について、同一疾病で月に3医療機関以上で受療する人は、平成28年度は819人で、医療費は約1億円となっています。そのうち、重複受療を行ったことのある月が年間3か月以上の人の割合は3.8%（31人）で、医療費の17.2%（17百万円）を占めていますが、規模としては頻回受療と比べて小さいことがわかります。

図表 85 年間月数別重複受療状況（人数）



図表 86 年間月数別重複受療状況（医療費）



資料：レセプト平成26年4月診療分から平成29年3月診療分（国保の外来）を対象とする  
 重複受診＝同一患者が同一疾病（主疾病とする）で同一診療月に3医療機関以上  
 連続月数ではなく、重複受診した月数を計算  
 疾病は中分類（119分類）で同一のもの  
 医療費は対象の主疾病が含まれるレセプトの医療費を集計

### 3. 重複・多剤服薬

同一薬効成分の医薬品を3か月連続で複数の薬局から処方された人(重複服薬者)は2,732人、薬剤は約9億円で調剤医療費総額の4.3%を占めています。

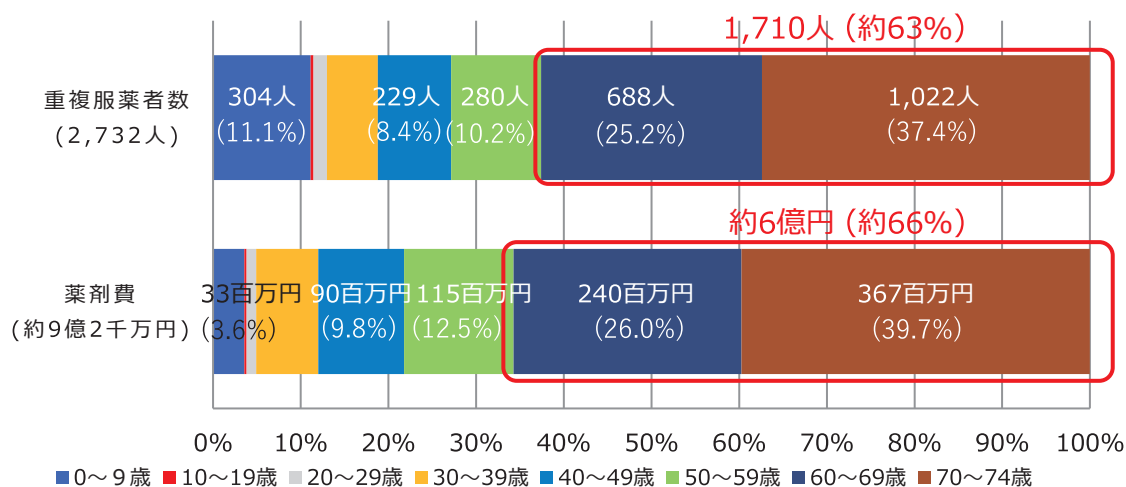
図表 87 重複服薬者の状況

重複服薬者	重複服薬にかかる薬剤費	調剤医療費総額	調剤医療費総額に占める割合
2,732人	約9.2億円	約215.8億円	4.3%

資料：平成27年4月～平成28年5月診療分レセプト（国保の調剤）より連続3か月で判断  
費用は、平成27年度（平成28年3月分まで）で計算

重複服薬者を年齢別に内訳をみると60歳以上の高齢者が、63%を占めており、薬剤費についても66%を占めています。

図表 88 年齢別重複服薬者の状況



資料：平成27年4月～平成28年5月診療分レセプト（国保の調剤）より連続3か月で判断。費用は、平成27年度（平成28年3月分まで）で計算

また、6種類以上の医薬品を3か月以上連続で処方されている人(多剤投与者)は約3万7千人、薬剤費は約100億円、調剤医療費総額の46.7%を占めています。

さらに15種類以上の医薬品を処方されている人は2,217人で、薬剤費は約13億円で調剤医療費総額の6%を占めています。

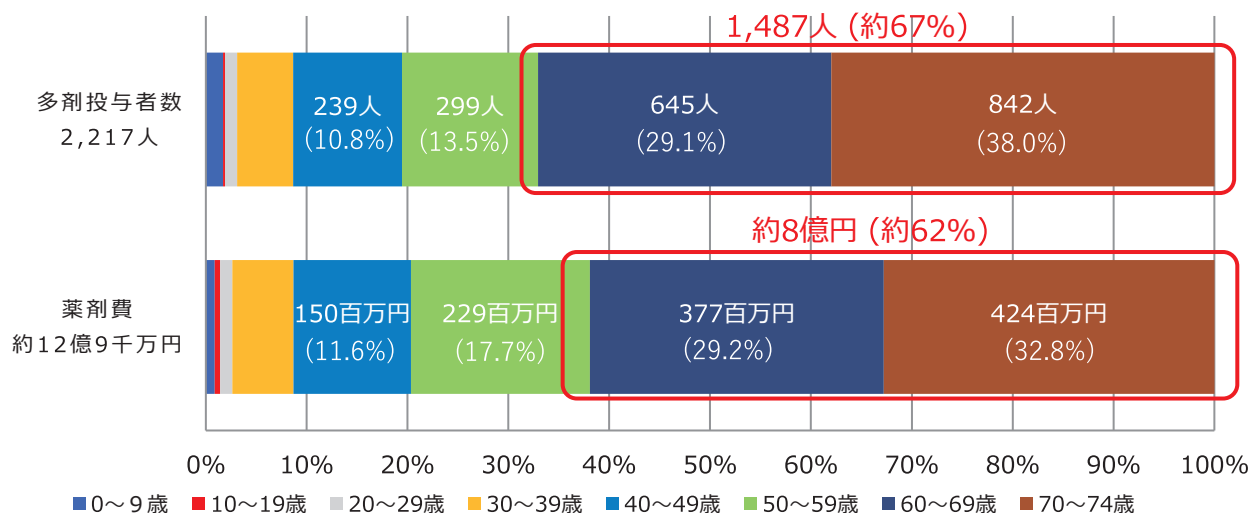
図表 89 多剤投与者の状況

処方されている医薬品の種類数	多剤投与者数	多剤投与者にかかる薬剤費	調剤医療費総額	調剤医療費総額に占める割合
6種類以上	36,966人	100.3億円	約215.8億円	46.7%
7(再掲)	27,468人	83.3億円		38.8%
10(再掲)	10,818人	43.7億円		20.4%
15(再掲)	2,217人	12.9億円		6.0%

資料：平成27年4月～平成28年5月診療分レセプト（国保の調剤）より  
 連続3か月で判断  
 費用は、平成27年度（平成28年3月分まで）で計算

15種類以上の医薬品を3か月以上処方されている人の年齢別の内訳をみると、60歳以上の高齢者が67%を占めており、薬剤費についても62%を占めています。

図表 90 年齢別多剤投与者（15種類以上）の状況



資料：平成27年4月～平成28年5月診療分レセプト（国保の調剤）より  
 連続3か月で判断  
 費用は、平成27年度（平成28年3月分まで）で計算

処方される薬が多くなると、副作用等の有害事象のリスクが高まります。特に高齢者に起こりやすい副作用として、ふらつき、転倒、物忘れがあり、転倒による骨折をきっかけに寝たきりとなることもあります。

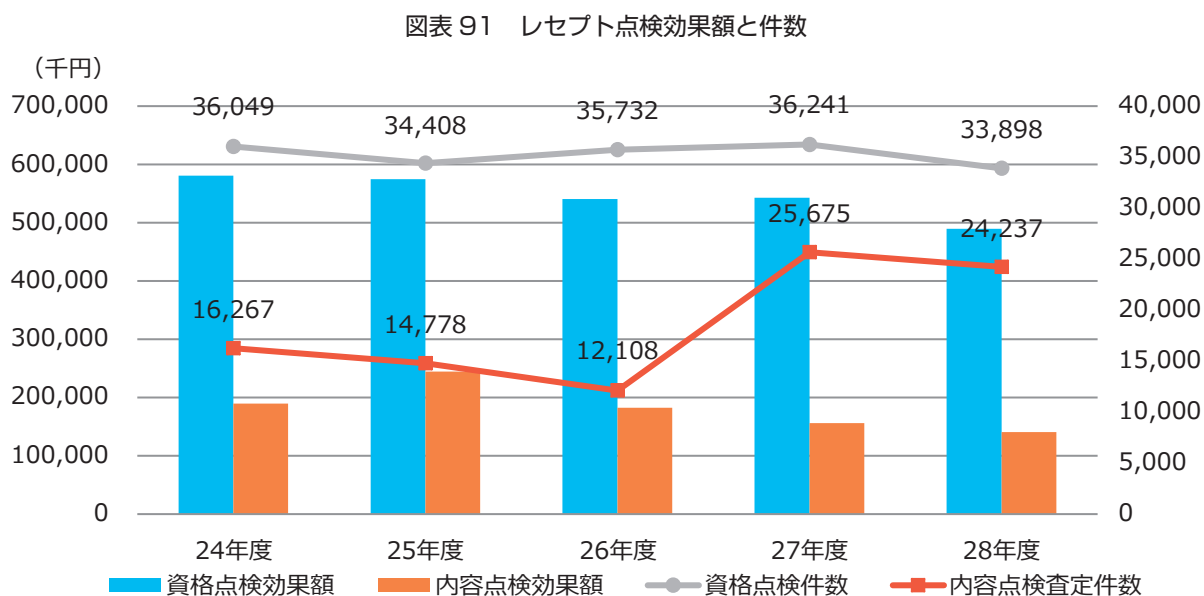
薬に関する有害事象の抑制とあわせて、医療費の適正化を図るために適正な服薬についての対策が必要と考えられます。



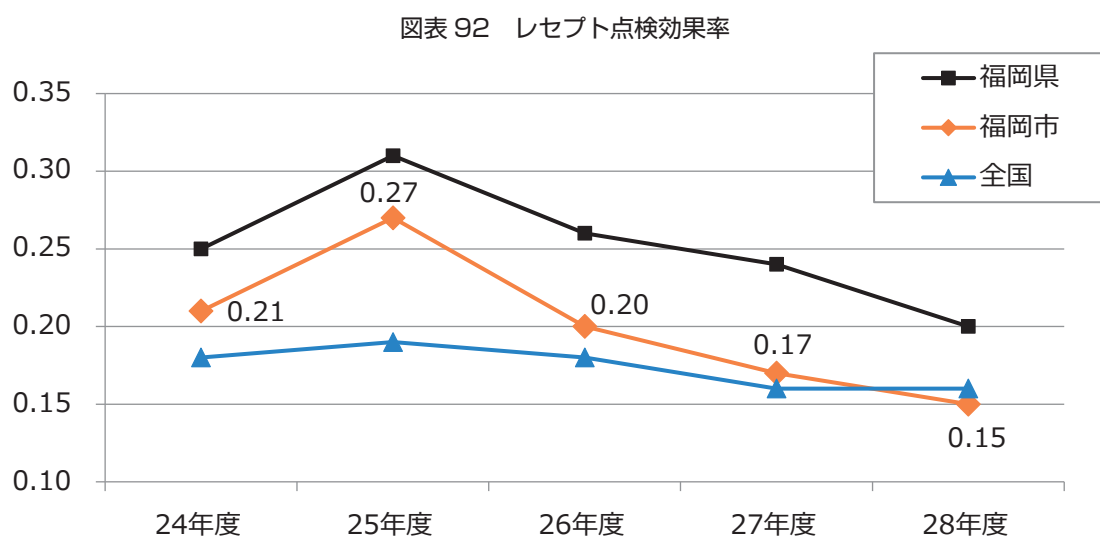
## 4. レセプト点検

資格点検について、平常的に発生する処理を適切に行っており、件数は各年度で目立った増減はありませんが、効果額は減少傾向にあります。

内容点検について、平成27年度以降、レセプト自動点検システムの導入により、点検査定件数は大幅に増加していますが、効果額は減少傾向にあり、一枚あたりの効果額が減少していることがわかります。



福岡市の内容点検効果率の推移をみると、どの年度においても福岡県平均は下回っており、28年度においては全国平均も下回っています。



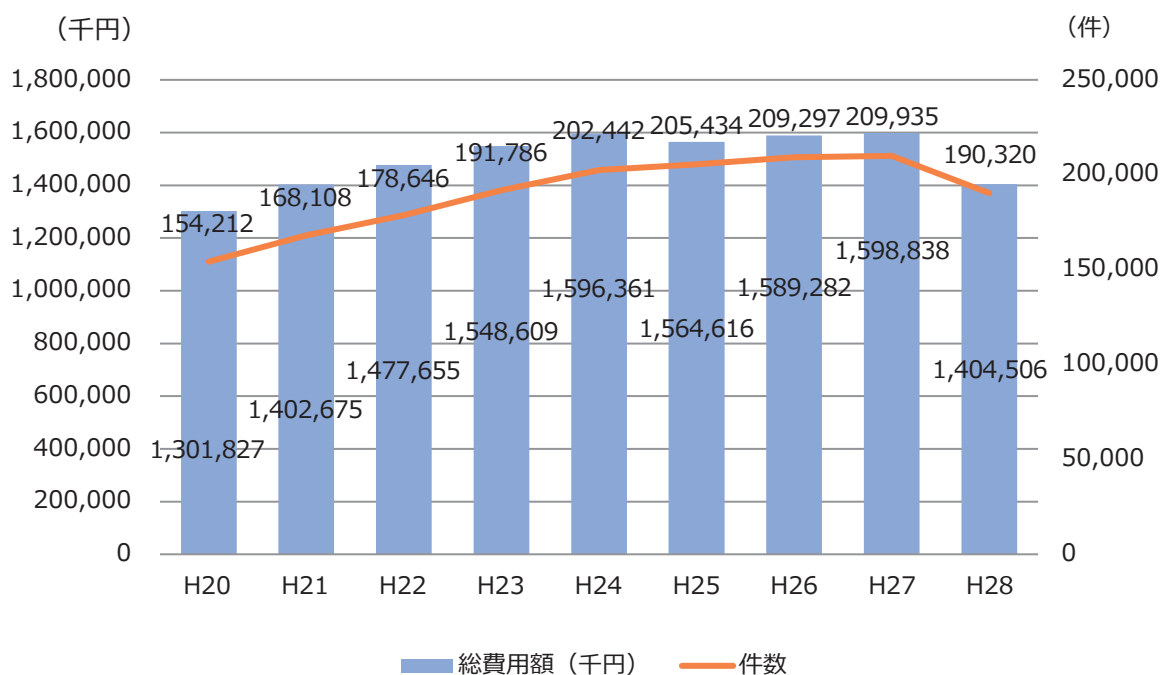
## 5. 柔道整復施術療養費

### (1) 柔道整復施術療養費の件数・総費用額の推移

費用額と件数について、被保険者数が平成23年度をピークに減少傾向が続いているにもかかわらず、平成27年度までは増加傾向にありましたが、平成28年度は減少に転じました。

これは、平成28年度から新たに開始した、申請書のデータ化による内容点検、及び点検に基づく被保険者への内容照会文書と啓発文書の送付の効果と考えられます。

図表 93 柔道整復施術療養費の件数と費用額の推移



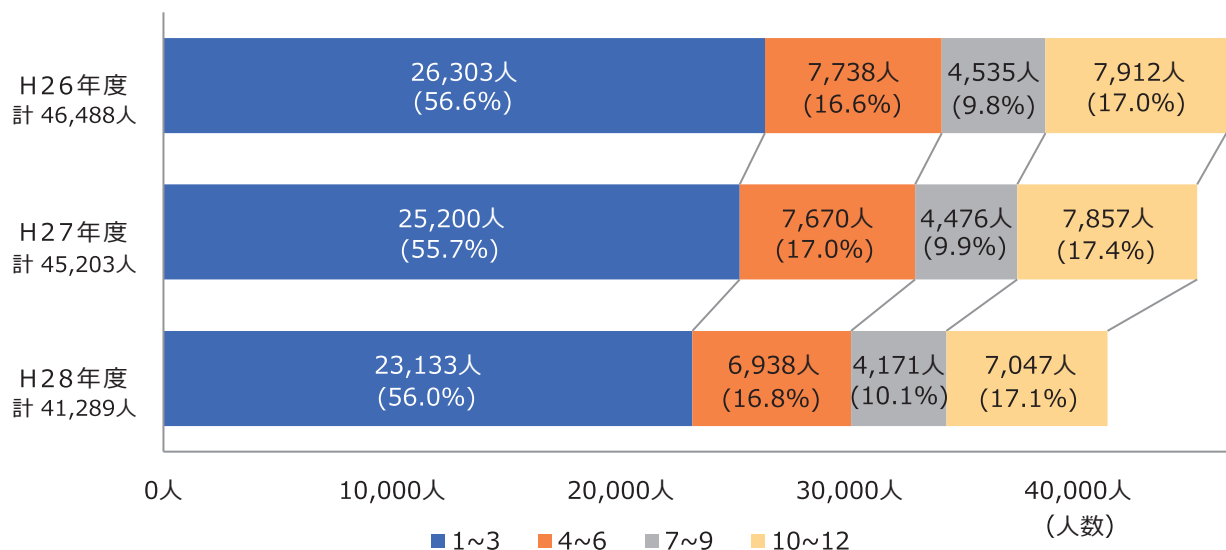
資料：国民健康保険事業年報

## (2) 受療月数

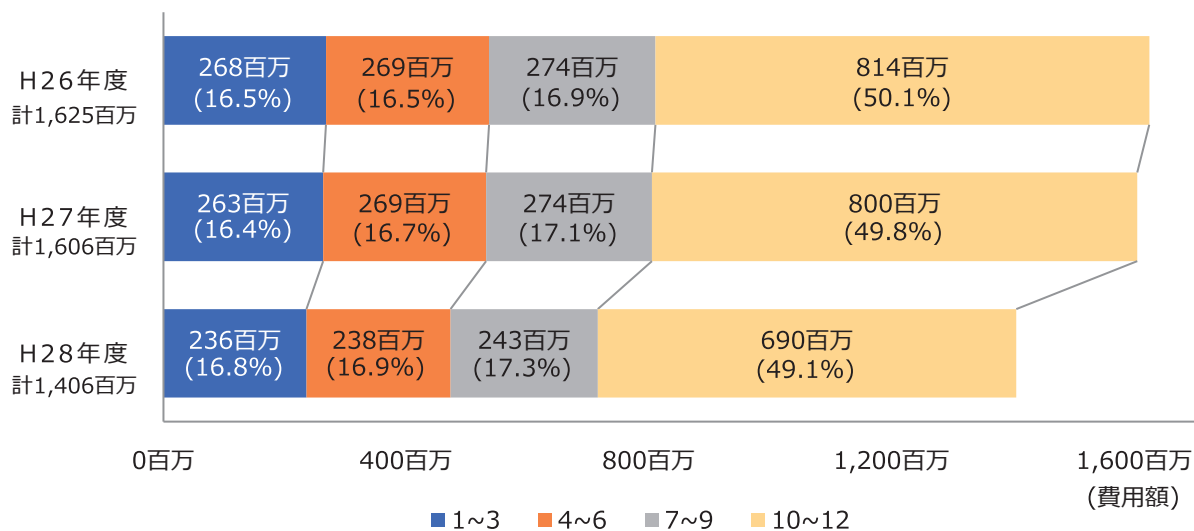
受療者数は減少傾向にあります。受療月数別の傾向に変化は見られません。

年間10か月以上受療する人の人数は全体の約17%に達し、費用額では、全体の約1/2を占めています。

図表 94 年間受療月数別柔道整復施術受療状況（人数）



図表 95 年間受療月数別柔道整復施術受療状況（費用額）

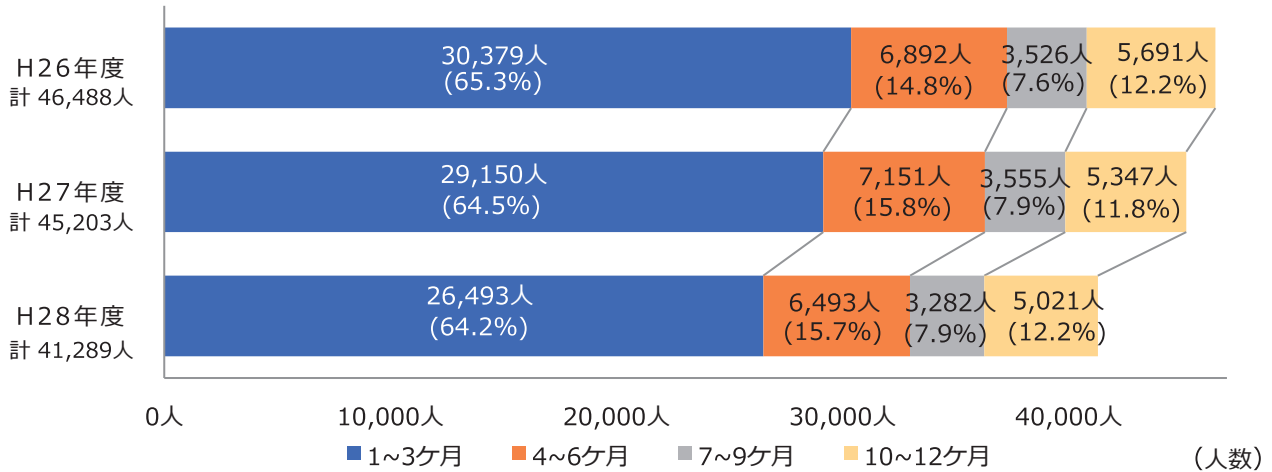


資料：平成26年5月～平成29年7月審査の申請書から、受療年月が平成26年4月～平成29年3月を対象  
 条件：柔整の年間受療月数別集計。受療年度毎に何か月施術所に通ったか（連続・非連続関係なし）

### (3) 長期受療

柔道整復で保険適用となる負傷は、負傷の原因が明らかであり、損傷の状態が慢性に至っていない、急性かつ外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫及び挫傷に限定されるため、原則同一負傷に係る長期にわたる施術は保険適用になりませんが、受療者の約1/3は同一施術所で4か月以上継続して受療しており、さらに、受療者のうち、約1割は、年間10か月以上ほぼ年間を通じて継続的に受療しています。

図表 96 長期受療者の連続受療期間月数毎の人数の推移

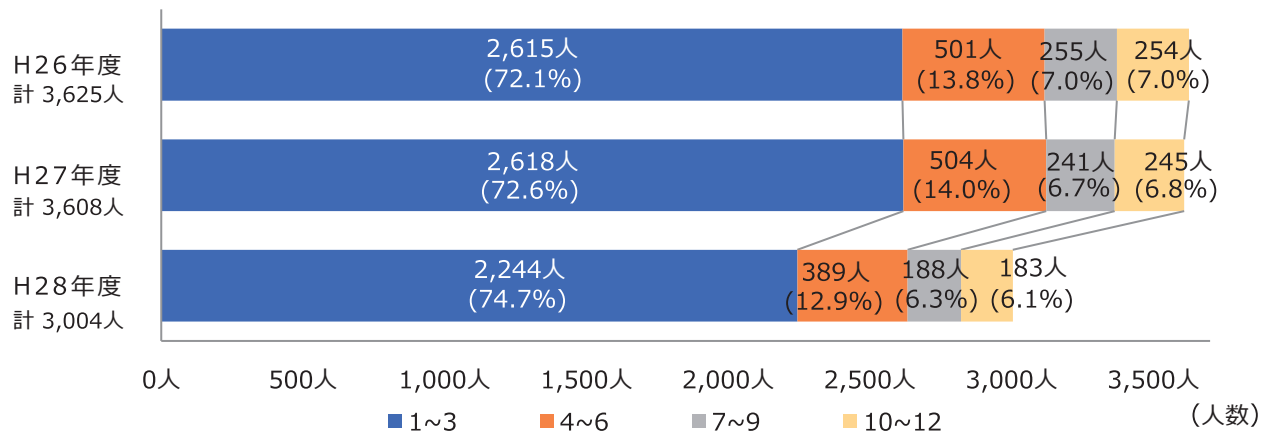


資料：平成26年5月～平成29年7月審査の申請書から、受療年月が平成26年4月～H29年3月を対象  
条件：連続受療「同一人物+同一施術所」での連続受療（月数）で判断

### (4) 頻回受療

同一月内に複数の施術所に「15日」以上通った人（頻回）も減少傾向にありますが、そのうち、約1/4は年間4か月以上頻回受療を繰り返しています。

図表 97 柔道整復施術頻回の月数別受療状況（人数）



資料：平成26年5月～平成29年7月審査の申請書から、受療年月が平成26年4月～H29年3月を対象  
条件：頻回＝同一人物が同一月内に複数の施術所に「15日」以上通院（複数施術所への受療を合算）

## (5) 政令市との比較

柔道整復の状況を他政令市と比較すると、被保険者1人当たり費用額は4,101円と、全国平均4,132円より低いものの、順位では高い方から6番目となっています。

図表 98 柔道整復施術政令市比較（被保険者1人当たり）

順位	政令市	柔道整復療養費 費用額(円) *被保険者 1人当たり	被保険者数 (人) *年度平均	柔道整復療養費 費用額(円) 国保一般 C表	柔道整復療養費 費用額(円) 退職者 F表	柔道整復療養費 費用額(円) (国保+退職)
1	大阪市	9,569	714,820	6,700,804,595	139,271,288	6,840,075,883
2	堺市	7,462	208,606	1,532,186,591	24,519,134	1,556,705,725
3	京都市	5,430	339,123	1,807,485,603	33,945,723	1,841,431,326
4	北九州市	4,950	229,224	1,115,575,013	19,938,459	1,135,513,472
5	神戸市	4,202	360,603	1,487,555,746	27,810,062	1,515,365,808
6	福岡市	4,101	342,452	1,375,164,590	29,341,126	1,404,505,716
7	さいたま市	3,617	278,403	984,518,356	22,393,010	1,006,911,366
8	相模原市	3,360	187,714	620,852,149	9,781,386	630,633,535
9	川崎市	3,331	306,386	1,003,725,037	16,988,736	1,020,713,773
10	名古屋市	3,300	528,715	1,718,535,189	26,058,641	1,744,593,830
11	横浜市	3,201	813,645	2,570,234,676	34,232,053	2,604,466,729
12	仙台市	2,993	223,375	660,709,704	7,953,620	668,663,324
13	千葉市	2,713	231,682	622,692,116	5,789,230	628,481,346
14	浜松市	2,644	189,385	486,669,103	14,120,415	500,789,518
15	静岡市	2,642	171,074	440,331,082	11,592,410	451,923,492
16	広島市	2,381	254,421	594,363,818	11,335,429	605,699,247
17	熊本市	2,362	176,378	406,446,074	10,135,447	416,581,521
18	新潟市	2,044	178,820	355,033,069	10,525,830	365,558,899
19	岡山市	1,984	154,407	297,818,143	8,495,921	306,314,064
20	札幌市	1,965	421,100	805,356,495	22,035,988	827,392,483
	総計	4,132	6,310,333	25,586,057,149	486,263,908	26,072,321,057

資料：平成28年度国民健康保険事業年報

## 第2章 第1期計画に係る評価

### 1. 目標・成果指標とその評価

#### (1) ジェネリック医薬品普及率の向上（調剤レセプト，数量ベース）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	－	60.0%	65.0%	70.0%
実績	55.6%	63.7%	69.6%	未集計

#### (2) 頻回受療者数の減少（前年度比3%減少）

※同一診療科を15日以上受診する月が2か月以上連続する人60～74歳の人の減少

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	－	237人 ※前年度比3%減少	230人 ※前年度比3%減少	233人 ※前年度比3%減少
実績	82人	94人	95人	未集計

#### (3) 内容点検効果率（内容点検効果額／レセプト保険者負担総額）の向上

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	－	0.23%	0.26%	0.29%
実績	0.20%	0.17%	0.15%	未集計

#### (4) 柔道整復療養費（総費用額）の減少（前年度比4%減少）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	－	－	1,549,870千円 ※前年度比4%減少	1,487,875千円 ※前年度比4%減少
実績	1,589,282千円	1,598,838千円	1,404,506千円	未集計

#### (5) 1人当たり医療費の伸びの抑制

（総医療費3-2ベース合計 / 被保険者3-2ベース平均）

目標値：前年度比2%以内に抑える

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	317,322円	326,932円	331,232円	未集計
実績	2.1%	3.0%	1.3%	未集計

## 2. 実施した給付適正化事業

区分	事業名	事業概要
国保	ジェネリック医薬品普及促進事業（ジェネリック医薬品切替差額通知等）	調剤レセプトを活用し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額が大きい方 5,000 人に通知を毎月送付。その他ジェネリック医薬品切替希望シールの保険証郵送時同封や窓口配布等による広報。
国保	頻回重複受療対策（訪問健康相談事業等）	医療機関（同一診療科）への頻回受療について、保健師等が訪問し、適正受療のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行い医療費適正化を図る。また、重複受療について、そのリスク等に関する啓発をパンフレット等により実施。
国保	レセプト点検	医療機関等が提出する診療報酬明細書（レセプト）について、次のような点検を実施。 ①資格点検 被保険者資格の有無や記載不備がないかを点検確認し、過誤処理、返還請求等を行う。 ②内容点検 傷病名に対する診療内容の妥当性や点数表との照合など記載内容等の点検確認を行い、再審査申立する。 ③第三者行為求償 第三者（加害者）からの行為によって生じた傷病で保険給付を行ったものについて、実態の把握に努め、代位取得した損害賠償請求権により求償を行う。
国保	療養費の適正化	療養費の適正給付を行うために、次のような審査や啓発を実施。 ①はり・きゅう等施術療養費の審査 提出された申請書について、記載項目、傷病名等に対する施術内容の妥当性、往療料の適否などを審査して、支給を行う。 ②平成 28 年度より、提出された申請書をデータ化し、システムにより不適切と疑われる施術内容（多部位や長期、頻回受療等）を抽出し、被保険者照会を実施。 照会結果により個別に保険適用となる範囲を確認し適正化を図る。また、初回受療者に柔道整復施術療養費の保険適用範囲を知らせる啓発文書を送付。 医療費通知による、受療情報の提供も実施。 ③海外療養費の審査 海外療養費について、パスポートによる渡航状況の確認等を行い、治療内容を審査の上、支給を行う。また、不正疑義案件については、個別に申請関係書類の再翻訳や医療機関等に対する照会を行う。
国保	給付適正化啓発（医療費通知等）	適正な保険給付を行うために広報・啓発を実施。 ①医療費通知の送付 年間 6 回（偶数月に 2 か月分）、医療機関・薬局等で保険診療（調剤）を受けた被保険者へ総医療費や自己負担額などの受診状況を通知している。医療費負担の仕組みの理解や被保険者自身の健康への関心を高めること、被保険者が領収書等により通知内容を確認することで医療機関による請求誤りや不正請求を防止することを目的に実施。 ②その他の広報・啓発 かかりつけ医を持つメリット、時間外受診の仕組み及び正しい薬剤の服用の仕方について、パンフレット等による広報・啓発を実施。



## 第3章 第2期計画

### 1. 課題のまとめ

課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジェネリック医薬品の普及率は、年々向上しているが、伸び率は減少している。</li> <li>● 公費利用者のジェネリック医薬品の普及率が低い。</li> <li>● 約35%の調剤薬局・医療機関が普及率60%を下回る状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額通知（ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額のお知らせ）送付による積極的な普及啓発。</li> <li>・ 切替意思表示ツールの提供，その他広報物によるジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及啓発。</li> <li>・ 調剤薬局や医療機関への協力依頼。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 頻回重複受療を年間で複数月以上行う被保険者が相当数存在する。中でも、頻回受療は規模が大きく、頻回受療を行ったことのある月が年間3か月以上の者の割合は頻回受療者全体の31%（1,753人）で、医療費では72%（14億円）を占める。</li> <li>● 頻回受療を行ったことのある月が年間3か月以上の被保険者の73%が60歳以上の高齢者である。</li> </ul>	<p>保健師等の訪問による、適正受療のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一薬効成分の医薬品を3か月連続で、複数の医療機関から処方されている人は2,732人、薬剤費は約9億円にのぼり、調剤医療費総額の4.3%を占めている。</li> <li>● 6種類以上の医薬品を3か月以上連続で処方されている人は、約3万7千人いる。中でも15種類以上の医薬品を処方されている人は、2,217人で、薬剤費は約13億円にのぼり、調剤医療費総額の6%を占めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服薬情報に関する通知を送付し、医療機関や薬局に相談を促すことで、服薬状況の改善を図る。</li> <li>・ 薬のリスクやお薬手帳の活用についての普及・啓発。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● レセプト点検の内容点検効果率は、福岡県平均を下回っている。</li> </ul>	<p>高額レセプトの重点点検，定期的な効果分析に基づく効率的・効果的な点検手法の選択などにより内容点検効果率の向上を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間に10か月以上柔道整復の施術を受ける人は、全体人数の約17%に達し、その費用額は、全体の約1/2を占める。</li> <li>● 年間で4か月以上の長期にわたり、継続的に柔道整復施術を受ける人は、全体の約1/3に達する。</li> <li>● 被保険者1人あたりの柔道整復施術療養費は、20政令市中高い方から6番目である。</li> </ul>	<p>支給前に全件の内容点検を行い、被保険者照会を実施することで支給審査の強化を図る。初回受療者への啓發文書の送付，パンフレット，ホームページ等の広報により保険適用範囲となる支給基準を周知する。</p>



## 2. 目標・成果指標

成果指標		現状値	目標値			
		29年度 (暫定値)	30年度	31年度	32年度 (中間)	35年度 (最終)
(1)	ジェネリック医薬品普及率の向上 (調剤レセプト, 数量ベース)	73.3%	74%	77%	80%	86%
(2)	頻回受療者数 (同一診療科を15日以上受診する月が2か月以上連続する60～74歳の人数)	122	118	114	111	102
			前年度比 3%の減	前年度比 3%の減	前年度比 3%の減	前年度比 3%の減
(3)	レセプト内容点検効果率 (内容点検効果額/レセプト保険者負担総額)	0.22%	0.21%	0.22%	0.23%	0.26%
(4)	重複服薬者数 (同一薬効成分の医薬品を3か月連続で、複数の医療機関から処方されている人)	2,732人	2,650人	2,570人	2,493人	2,275人
		(27年度)	前年度比 3%の減	前年度比 3%の減	前年度比 3%の減	前年度比 3%の減
(5)	柔道整復療養費(総費用額)の減少	1,376,416千円	1,348,888千円	1,321,910千円	1,295,472千円	1,219,288千円
			前年度比 2%の減	前年度比 2%の減	前年度比 2%の減	前年度比 2%の減
(6)	1人当たり医療費の伸びの抑制 (総医療費3-2ベース合計/被保険者数3-2ベース平均) 【データヘルス計画再掲】	前年比 1.3% (28年度)	伸び率を前年度比2%以内に抑える			

## 3. 実施する給付適正化事業

本市の課題と目標を踏まえ、第2期計画では、下記の給付適正化事業に取り組みます。

## (1) ジェネリック医薬品普及促進事業

平成23年11月から開始したジェネリック医薬品切替差額通知を継続して実施し、送付対象者の選定条件、通知記載内容等を必要に応じて見直し、より効果的な方法で通知送付を行います。

また、全世帯にジェネリック医薬品切替希望シールを保険証更新時に同封し、窓口においてもリーフレット等を適宜配布し、ホームページでの広報と合わせ、ジェネリック医薬品の普及促進に努めます。

## (2) 頻回重複受療者対策

平成26年7月から開始した頻回受療者に対する訪問健康相談事業を継続して実施します。頻回傾向の高い高齢者など優先順位の高い者から実施対象とすることで、より効果的に事業を実施します。

また、パンフレットやホームページ等により、重複受療を行うことによるリスクやデメリットに関する啓発を行います。

### (3) 重複・多剤投与者対策

重複服薬者等に服薬情報に関する通知書を送付し、医療機関や薬局への相談を促し、適正な服薬を推進します。

また、重複服薬等を行うことによるリスクやお薬手帳の活用に関する普及啓発を行います。

### (4) レセプト点検

資格点検及び第三者行為求償事務について、より適切な処理に努めます。

内容点検については、点検員による目視点検と併せてレセプト自動点検システムを活用することで、医療機関等から提出される膨大な量のレセプトについて、漏れを最小限に抑えるよう点検を実施します。また、高額レセプトの重点点検により効果的に点検実施を図るとともに、データを活用した効果分析によって点検対象や点検手法を随時見直すことで、内容点検効果率の向上を図ります。

### (5) 療養費の適正化

県単位化に伴い、福岡県国民健康保険団体連合会で新たに実施される共同事業（各療養費の内容点検、療養費支給申請書のデータ化・画像化、療養費管理システムの提供）を活用し、より適切な支給審査に努めます。

柔道整復施術療養費については、共同事業により、支給前に全件の内容点検を行い、不適切と疑われる施術内容（多部位や長期、頻回受療等）の被保険者照会を実施することで、個別に保険適用となる範囲を確認し、さらなる療養費の適正化を図ります。また、初回受療者に、保険適用範囲を知らせる啓発文書を送付し、保険適用外の施術への保険証の使用の発生や継続使用を防止します。併せて、パンフレットやホームページ、医療費通知等により、柔道整復施術療養費の保険適用範囲について被保険者に対して周知を図るなど、適正化を図ります。

はり・きゅう、あん摩・マッサージ施術療養費については、共同事業による内容点検や医療機関調査等を活用することで、保険者が行うべき詳細な被保険者調査等を充実させ、さらなる適正化を図ります。

### (6) その他給付適正化啓発

医療機関・調剤薬局等で保険診療・調剤等を受けた被保険者へ受診年月、医療機関名、総医療費及び自己負担額などの受診状況を知らせる医療費通知について、従前同様に年間6回（偶数月に2か月分）の送付を実施します。受診状況と併せて記載している特定健診、ジェネリック医薬品、柔道整復施術受療の際の注意事項等に関して、記載内容が被保険者に伝わりやすいものとなるよう改善に努めます。

その他、かかりつけ医を持つメリット、時間外受診の仕組み、正しい薬剤の服用の仕方などについても、パンフレットやホームページ等により、記載内容が被保険者に伝わりやすいものとなるよう適宜改善に努めながら今後も広報・啓発を行っていきます。